

中華人民共和国  
民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト  
終了時評価報告書

平成22年6月  
(2010年)

独立行政法人国際協力機構  
公共政策部



## 序 文

中華人民共和国は、急速な市場経済化を進め、経済発展に邁進しております。社会の急速な変革を経験する中、同国では、社会経済生活における様々な紛争が多発するようになりました。しかし、その一方で、紛争解決手段としての法制度の整備は十分とは言えず、例えば、起訴したとしても、訴訟要件を充たしていないとして門前払いされることや（「起訴難」）、確定判決が上級審によって覆ること（「再審難」）、勝訴判決を得ても執行されないこと（「執行難」）といった問題が頻繁に生じています。市場経済化に伴い激増、多様化、複雑化している民事紛争に対して、1991年に制定された現行の民事訴訟法では対応することがもはや困難になっており、第10期全国人民代表大会立法計画（2003年～2006年）は、特にプライオリティの高い法案として、民事訴訟法及び仲裁法の改正を掲げました。

このような中、2004年からの「経済法・企業法整備プロジェクト」において、中華人民共和国への立法支援に実績のあった我が国に対して、民商事法の立法を担当する全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会より、民事訴訟法及び仲裁法の立法支援の要請がなされました。国際協力機構（JICA）は2007年6月に事前評価調査団を派遣し、その結果を受け、2007年11月にJICAと中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会との間で、プロジェクトの基本計画等についての討議議事録（R/D）を締結し、「民事訴訟法・仲裁法改正プロジェクト」が開始されました。本報告書は、終了時評価調査の内容をとりまとめたものであり、今後の法整備分野の案件実施にあたり活用されることを願うものです。

ここに、本プロジェクトにご協力を賜りました内外の関係者各位に心から謝意を表すとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第であります。

平成22年6月

独立行政法人国際協力機構  
公共政策部長 中川 寛章



# 目 次

第1章 終了時評価調査の概要	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成と調査期間	1
1-3 対象プロジェクトの概要	1
第2章 終了時評価の方法	3
第3章 調査結果	5
3-1 全人代からの聴取結果	5
3-2 中国国際経済貿易仲裁委員会に対する聴取結果	6
第4章 プロジェクトの実績	7
4-1 プロジェクト目標の達成状況	7
4-2 成果の達成状況	8
4-3 投入の実績	9
4-4 上位目標の達成見込み	9
第5章 実施プロセスの評価	10
5-1 本プロジェクト（ないし中国における法整備支援案件）の特殊性	10
5-2 全人代常務委法工委と長期専門家・日本側支援関係者との信頼関係の醸成	10
5-3 立法計画変更への対処	11
5-4 「支援」から将来の「交流」への展望	12
第6章 評価結果	14
6-1 妥当性	14
6-2 有効性	14
6-3 効率性	14
6-4 インパクト	15
6-5 自立発展性	15
第7章 提言と教訓	16
7-1 ミニッツにおける提言	16
7-2 教訓（団長所感）	16
附属資料	17
1. 調査日程	19
2. PDM（和文、運営指導調査時改訂版）	21
3. ミニッツ（和文）	23



# プロジェクト位置図



北京市





## 略語表

CIETAC	China International Economic and Trade Arbitration Commission	中国国際経済貿易仲裁委員会
M/M	Minutes of Meeting	ミニッツ
R/D	Record of Discussion	討議議事録
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
全人代	全国人民代表大会大会	同左
常務委	常務委員会	同左
法工委	法制工作委员会	同左
法務研	法務省法務総合研究所国際協力部	同左



## 評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：中華人民共和国	案件名：民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト
分野：ガバナンス（法・司法）	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：公共政策部 法・司法課	協力金額（評価時点）：1.6億円
協力期間	(R/D)：2007年11月1日
	協力期間
	2007年11月1日～2010年10月31日（3年間）
	先方関係機関：全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会
	日本側協力機関：法務省法務総合研究所、最高裁判所、日本弁護士連合会他
	他の関連協力：
1-1 協力の背景と概要	
<p>中国は、1999年第9期全人代第2回会議にて改正した憲法に「依法治国」という4字を挿入し、「中華人民共和国は法による国家管理を施行し、社会主義法治国家を建設する」と明確に規定した。2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げ、民法典、国有資産管理法などの起草制定及び民事訴訟法、仲裁法等の法律の改正作業が進められるようになった。また、2001年12月のWTO加盟議定書の約束に従って、2010年までの段階的な市場開放スケジュールに即したWTO各協定の国内法化と既存法の改正作業が継続して実施される必要性に迫られていた。他方、中国の現行の民事訴訟法は条文が簡略であり、市場経済化に伴い激増している民事紛争に対応するため、関係する各法律を改正する必要があった。</p> <p>そこで、第10期全人代常務委員会は2004年～2008年の任期内に作業が行われる立法計画76件を策定し、特にプライオリティの高い「今期の全人代で審議される法案」第一類（59件）の「7 訴訟及び非訴訟手続法類」に民事訴訟法改正と仲裁法改正を位置づけ、殊に民事訴訟法については、90件もの議案を提出して全面的改正を求めた。これを受け、全人代常務委員会法制工作委员会は、同議案において喫緊の改正課題とされた民事執行と再審手続についての部分改正を2007年に行い、これらを含めた全面改正を行なうこととなった。</p> <p>このような状況の下、2006年6月、民商事法の立法を担当している全人代常務委員会法制工作委员会より、民事訴訟法及び仲裁法の改正について日本に対し支援の要請がなされた。</p>	
1-2 協力内容	
(1) 上位目標	
中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備される。	
(2) プロジェクト目標	
日本を含む国際的に見て、より標準的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備に向けた理解が促進される。	
(3) 成果	
成果 1	
日本の法令・裁判実務に対する中国側の理解が向上し、民事訴訟法の改正を検討する上での参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。	

## 成果 2

日本の仲裁法に対する中国側の理解が向上し、将来的に仲裁法の改正を検討する場合に参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。

## 成果 3

日本の不法行為関連法に対する中国側の理解が向上し、権利侵害責任法の起草の論点について立法関係者の理解が向上する。

### (4) 投入 (評価時点)

日本側：

長期専門家派遣 1名

短期専門家派遣 17名

研修員受入 50名

相手国側：

カウンターパート配置：全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会弁公室及び民法室を中心として、最高人民法院、地方人民法院、國務院法制弁公室、地方人民代表大会、仲裁機関 (CIETAC) を参与機関とする体制。

## 2. 評価調査団の概要

調査者	(1) 森 千也	団長・総括	JICA公共政策部次長兼ガバナンスグループ長
	(2) 佐藤 直史	法整備支援	JICA国際協力専門員、弁護士
	(3) 江藤 美紀音	法制度整備	法総研国際協力部教官
	(4) 星 光孝	評価企画	JICA公共政策部法・司法課職員
	(5) 石井 涼子	オブザーバー	法総研国際協力部国際協力専門官

調査期間 2010年5月16日～2010年5月19日

評価種類：終了時評価

## 3. 評価結果の概要

### 3-1 実績の確認

(1) 成果1「日本の法令・裁判実務に対する中国側の理解が向上し、民事訴訟法の改正を検討する上での参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。」

国別研修、現地セミナーは、中国側が進める基礎研究の内容に応じてテーマが設定され、中国側が予め作成した質問内容を踏まえた上で実施された。法律の内容のみではなく、実務についても実務家との意見交換や視察を通じて理解を深めている。

扱われた内容は研修及びセミナー終了後にレポートに正確に取りまとめられ、全人代常務委法工委内部関係者間で共有されており、本プロジェクトで扱った内容についての理解を深めていることが確認された。中国民事訴訟法は2013年までに改正予定であるが、これまで得た日本法に関する知見は、法改正作業を進める上での基礎となっている。

(2) 成果2「日本の仲裁法に対する中国側の理解が向上し、将来的に仲裁法の改正を検討する場合に参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。」

前述の民事訴訟法と同様の形式で国別研修及び現地セミナーを実施し、扱った内容についてもレポート作成後に全人代常務委法工委内で情報共有が図られていることに加えて、CIETACでも独自に内部向けにレポートを作成し情報共有が図られている。

5ヵ年立法計画において他の法律の優先順位が高まり、中国仲裁法改正時期は未定である。このため、本プロジェクトでの仲裁法に関する活動は限定的となったが、日本の仲裁法についての基礎的理解は促進されており、現段階で必要とされる知見は得たといえる。今後、同法改正スケジュールが具体化し、改正作業が本格化していく過程において、一部項目に関して詳細についてより深く研究する必要があるものと思われる。

### (3) 成果3

「日本の不法行為関連法に対する中国側の理解が向上し、権利侵害責任法の起草の論点について立法関係者の理解が向上する。」

権利侵害責任法は2009年12月に成立した。同法草案作成過程において、日本側（研究会、長期専門家）から国際標準との整合性、法技術・法理論的観点からコメントを提供した他、国別研修及び現地セミナーにおいて意見交換を行い、日本の不法行為法についての理解向上及び中国権利侵害責任法起草を巡る論点の明確化が図られた。同法成立後、中国側が作成・出版した逐条解説本では、本邦研修等で扱った日本の関連制度・状況が多数紹介されており、法案策定に本プロジェクトによる協力内容が活用されたと言える。

## 3-2 評価結果の要約

### (1) 妥当性

本プロジェクトは、日本・中国両国の政策との整合性、中国側のニーズとの合致、及びアプローチの適切性の点から妥当性の高いものと評価できる。すなわち、中国は、2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、特に民事紛争解決制度の整備を重視している。また、日本政府の対中経済協力計画において、「改革・開放支援」を重点分野の一つと位置づけており、本プロジェクトとの整合性が保たれている。

### (2) 有効性

本プロジェクトを通じて、全人代常務委法工委は民事訴訟法改正の事前の基礎研究を促進しており、日本の仲裁法については概論については理解を深めていることが現地調査で確認された。また、権利侵害責任法は2009年12月に成立したが、全人代常務委法工委が監修した同法の逐条解説本には、本プロジェクトで扱った日本の不法行為法関連の事例が多数紹介されている他、全人代常務委法工委から特に参考になった事項について明言があるなど、本プロジェクトで扱った内容が中国における民事紛争解決制度の整備に役立っていることが確認された。

### (3) 効率性

国別研修は担当法律分野のコアメンバーが毎回参加する方式で実施したため、研修参加の回を重ねるごとに中国側の理解も深まり、現地での起草・改正準備を進める上で必要となる、より詳細な事項について意見交換を行うことができた。しかしその一方で、立法計画上の優先度変更に伴い全人代常務委法工委のニーズの変化が生じ、プロジェクトの活動計画・内容を見直す必要が生じたことは、活動の円滑な実施を一時的に妨げたということも事実である。

#### (4) インパクト

日本民事訴訟法、日本仲裁法の全体像、改正背景・経緯に関する情報提供は、今後の中国民事訴訟法、中国仲裁法改正作業において比較法的観点から有益な視座を与えることが期待される。例えば、全人代常務委法工委が国別研修終了後作成した日本の仲裁法に関するレポートは、國務院司法部が立法準備を進めている人民調解法の参考資料として活用されていることが、全人代常務委法工委民法室とのヒアリングから確認された。今後予定される民事訴訟法改正においても、全人代常務委法工委民法室として、草案の早期開示を積極的に内部に働きかけていきたいとの発言があり、本プロジェクトは、今後の中国との法整備分野の協力に対して大きな正のインパクトを与えたと言える。

#### (5) 自立発展性

全人代常務委法工委の技術的、組織的能力は非常に高い。本プロジェクトでは、全人代常務委法工委が将来も自立的・持続的に立法を行うため、日本の関連法についての知見を深めてもらうことに力点が置かれた。本プロジェクトで実施した国別研修、現地セミナー、その他長期専門家が適宜提供する各種資料を通じ、全人代常務委法工委の日本法に関する知見は深化しており、民事訴訟法、仲裁法の改正がより自立的・持続的に進められる可能性は高い。

### 3-3 効果発現に貢献した要因

#### (1) 計画内容に関すること

本案件で支援対象とされた民事訴訟法及び仲裁法は、第10期全人代常務委員会が表明した立法計画に準拠するものであり、特にプライオリティの高い法案として位置づけられていたものであった。カウンターパートである全人代常務委法工委からの本案形への強いコミットメントが継続していることも、立法計画を踏まえた支援計画を行なったことによると考えられる。

#### (2) 実施プロセスに関すること

本案件の開始に当たって、全人代常務委法工委は長期専門家の役割に対して十分な評価を与えず、長期専門家への情報の提供にも極めて消極的な態度を示していた。このような不利な条件の中、長期専門家は、日常的なコミュニケーションに加え、本邦研修・現地セミナーに先立ち全人代常務委法工委が提出する問題点の背景事情を把握するなど、国内支援委員との意見交換がより充実したものとなるよう適切な準備を行い、国内支援委員もこれに柔軟に対応した。こうした努力の積み重ねによって、カウンターパートとの信頼関係が構築され、本プロジェクト開始から間もないうちに、全人代常務委法工委は日本人長期専門家を含む本プロジェクトの枠組みを理解するようになり、現在では、全人代常務委法工委から長期専門家の存在と役割がプロジェクト活動を円滑に進める上で非常に有益であったと評価されるに至った。

### 3-4 問題点及び問題を惹起した要因

#### (1) 計画内容に関すること

立法計画を踏まえて民事訴訟法と仲裁法に対する支援を計画したものの、プロジェクト途中において立法計画そのものの変更が生じた。すなわち、仲裁法の立法優先度が下がり、代わって権利侵害責任法の優先度が上がった。立法計画そのものの変更は、計画段階では予期することは困難な外部条件である。しかし当プロジェクトでは、立法計画の変更を単なる外部の条件の変更と捉えることなく、実質面に着目した。すなわち、権利侵害責任法は不法行為に関する基本的なルールを定め

る重要な法律であること、民事訴訟法という手続きルールは、民事に関する実体法のルールがどのように定められるかにより、大きな影響を受けるという意味において、権利侵害責任法の規定が民事訴訟法の起草にも大きく関わること、といった判断に基づき、JICAは全人代常務委法工委とともにPDMの変更を行い、権利侵害責任法の起草支援を実施することとした。このような柔軟な対応によって、中長期的な良好な関係の構築が進むこととなった。

#### (2) 実施プロセスに関すること

全人代常務委法工委は、本案件の位置づけを、「支援」ではなく「交流」であるというスタンスを崩さず、また人材育成の観点は不要であり、全人代常務委法工委が必要とする情報・知見だけを獲得できれば良いという姿勢が強かった。そのため研修においても、背景情報が不明瞭なまま質問に回答しなければならないといった状況が生じていた。しかし、長期専門家及び国内支援委員による、日本における具体的な事例をその背景とともに説明するといった粘り強い努力の結果、徐々に質問の際に背景説明も加わるようになっていった。「事前に情報を提供する方が、より適切な情報・助言を得られる」という認識が中国側に生じたものと考えられる。

#### 3-5 結論

プロジェクト実施の過程においては、当初計画の変更を余儀なされるなど効率性を阻害する事態も生じたが、日本側の柔軟な対応によってカウンターパートの信頼を獲得し、権利侵害責任法の制定が達成され、民事訴訟法も制定へ向けた最終段階に入るなど、プロジェクトの目標は概ね達成されたと結論づけられる。

#### 3-6 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

本プロジェクトは、当初こそ日本側からの一方的な情報の提供にとどまったものの、最終的には、双方からの情報交換というアプローチによって実施されるようになった。とりわけ、長期専門家を介する日中の情報共有が、成果の達成のために極めて重要であった。今後予定される、本分野における全人代常務委法工委との協力を更に効果的に進めるために、継続して長期専門家を配置すると共に、情報の速やかな提供を含めたより一層の情報共有を進めることが重要である。

#### 3-7 教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）

中国側が求めるものは一貫して、あくまで対等な関係での「交流」であった。このようなニーズに対しては、JICAが構築してきた人材育成を主眼とした法整備「支援」の手法のみで対応することには限界がある。法整備支援の方法論をさらに応用した協力枠組み、すなわち法整備「交流」の方法をODAという枠を超えて提案していく必要がある。

#### 3-8 フォローアップ状況

民事訴訟法とその関連法の制定を支援すべく、個別案件として「民事訴訟法及び民事関連法」研修派遣（2010年7月～2013年3月）及び個別専門家派遣（2011年1月～2013年1月）を実施中である。





# 第1章 終了時評価調査の概要

## 1-1 調査団派遣の経緯と目的

2007年11月から3年間の予定で実施している民事訴訟法及び仲裁法改善プロジェクトは、実施協議の討議議事録（Record of Discussion：R/D）で合意された計画及び、2009年8月の運営指導調査にて改訂されたPDMに沿って事業が実施されてきた。当初の計画で合意された協力の終了期日である2010年10月末まで約5ヶ月を残すところとなり、以下の諸点を目的として2010年5月16日～5月19日まで終了時評価調査団を派遣した。

- (1) R/D及びプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）に基づき、これまでのプロジェクト活動の進捗状況、実績及び達成見込みを確認する。
- (2) 小規模プロジェクトにつき、プロジェクトについて評価5項目のうち特に妥当性、有効性、効率性の観点から評価を行い、今後に向けた教訓・提言を取りまとめる。
- (3) 上記について、終了時までの活動内容につき、カウンターパート機関との間で合意を形成し、協議内容を協議議事録（Minutes of Meeting：M/M）（和文、中文）としてまとめ、その内容につきカウンターパート機関との合意を形成する。
- (4) 評価5項目のうちインパクトと自立発展性、及び今後の法整備支援の協力方針に関する横断的な教訓や提言については、終了時評価報告書（和文）に取りまとめる。

## 1-2 調査団の構成と調査期間

調査期間：2010年5月16日～5月19日

調査団構成

氏名	担当業務	所属
森 千也	団長・総括	JICA公共政策部次長兼ガバナンスグループ長
佐藤 直史	法整備支援	JICA国際協力専門員、弁護士
江藤 美紀音	法制度整備	法総研国際協力部教官
星 光孝	評価企画	JICA公共政策部法・司法課職員
石井 涼子	オブザーバー	法総研国際協力専門官

## 1-3 対象プロジェクトの概要

中国は、1999年第9期全国人民代表大会（以下「全人代」と表記）第2回会議にて改正した憲法に「依法治国」という4字を挿入し、「中華人民共和国は法による国家管理を実行し、社会主義法治国家を建設する」と明確に規定し、2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げていた。同時に2001年12月のWTO加盟議定書の約束に従って、2010年までの段階的な市場開放スケジュールに即したWTO各協定の国

内法化と既存法の改正作業が継続して実施されることが予定されていた。

中国の現行の民事訴訟法は条文が簡略であり、市場経済化に伴い激増している民事紛争に対応するため、関係する各法律を改正する必要がある他、WTO加盟に伴い、より国際ルールに即した、法の制度整備が求められるようになった。第10期全人代常務委員会は2004年～2008年の任期内に作業が行われる立法計画76件を策定し、特にプライオリティの高い「今期の全人代で審議される法案」第一類（59件）の「7 訴訟及び非訴訟手続法類」に民事訴訟法改正と仲裁法改正を位置づけたことを受け、全人代常務委法工委は、同議案において喫緊の改正課題とされた民事執行と再審手続についての部分改正を2007年に行い、これらを含めた民事訴訟法の全面改正に着手することとなった。

このような状況の下、2006年6月、民商事法の立法を担当している全人代常務委法工委より、民事訴訟法及び仲裁法の改正について日本に対し支援の要請がなされた。これを受けて調査団を派遣した結果、中国側における法改正ニーズの高さ、全人代常務委法工委というカウンターパートの適切さ、我が国の対中経済協力計画との整合性、日本の知見が提供できる余地の多さ、といった協力の意義が確認されたため、2007年11月にR/Dの署名・交換を行い、プロジェクトを開始した。

## 第2章 終了時評価の方法

本評価では、2007年11月に締結された、「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」のR/D及び、2009年8月に実施した運営指導調査時に改訂したPDMが示すプロジェクトの実施枠組みに基づき、関係者からの聞き取りを通じた調査により、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）のうち特に妥当性、有効性、効率性の観点から、プロジェクトの実績、実施プロセス、実施上の貢献・阻害要因等に係る情報を分析・検証した。

当該目的を達成するために、本評価調査では活動実績を示す文書や、関係者聞き取りを通して得られた情報を、プロジェクトの実績、実施プロセス、評価5項目のそれぞれの観点から分析を行った。

評価に係る情報・データの収集方法としては、プロジェクトの活動実績を示す書類を通読するなどして実績を中心に基礎的な情報を収集した上で、実施プロセスや評価5項目の判断に係る事項については、現地での直接聞き取りを通じて関係者の意見等を収集する方法をとった。現地での聞き取り対象者は、日本側からは長期専門家、中国側からは全人代常務委法工委の弁公室及び民法室、加えて仲裁法関係の国別研修に参加者を出している中国国際経済貿易仲裁委員会（以下、「CIETAC」と表記）とした。

なお、本報告書は主に聞き取り調査及び文献レビューにより実施することになったため、様々な「定性データ」に基づいて分析を行うこととなった。定性データについては、データから意味を読み取る際に調査者の変更により左右されやすいデメリットがある反面、プロジェクト活動の実施状況や実施上の問題点が、プロジェクトの効果発現にどのような影響を与えたのか、阻害・貢献要因は何かを分析することが可能になると言われる<sup>1</sup>。本調査では、これらの利点と留意点を念頭に置きつつ、今後に向けた提言・教訓を特定できるように務めることとした。

また、現地調査においては調査課題に沿った中国側との意見交換を通して、今後の提言・教訓等の合意を得ることとした。

なお、JICAにおけるプロジェクト評価の基本的な方法論である評価5項目ごとの評価観点と調査方針は以下のとおり。

- (1) 妥当性：民事分野の改正・立法準備を支援する協力が、日本・中国両国の援助・開発政策において支持されているかを示すために、両国の援助・開発政策をまとめた文書を取り上げる。
- (2) 有効性：プロジェクト目標は「日本を含む国際的に見てより標準的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備にむけた理解が促進される」であることから、「プロジェ

---

<sup>1</sup> 独立行政法人国際協力機構企画・評価部評価監理室編「プロジェクト評価の実践的手法－JICA評価ガイドライン改訂版」2004年国際協力出版会、81頁。

クトの結果、日本の民事訴訟制度、仲裁制度についての理解が深まったか」と「中国の民事訴訟法、仲裁法、権利侵害責任法の改正／立法準備に役立ったか」についてプロジェクトの実績を明らかにするとともに、プロジェクト目標の達成について特に貢献・阻害した要因がないかについても分析する。

- (3) 効率性：プロジェクトにおける投入と活動が成果産出のために妥当であるかについて、主に投入・活動の質・量、タイミングの適切性と成果産出への貢献・阻害要因の有無を分析する。
- (4) インパクト：上位目標の達成見込み及びその他の波及効果について、聞き取り調査結果を中心に分析する。
- (5) 自立発展性：中国政府、とりわけ全人代常務委法工委が、今後も必要な法制度の整備と普及を維持できるかについて、法制度整備の中国政府の政策中での優先度、活動計画の有無について確認する。

## 第3章 調査結果

本調査では、主としてカウンターパートである全人代常務委法工委民法室を対象として、本プロジェクトの活動実績、成果等についての聴取を行った。また、関連機関として、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）を訪問し、本プロジェクトについての意見を聴取した。

### 3-1 全人代からの聴取結果

全人代からの聴取は、2010年5月17日及び18日、人民大会堂賓館会議室において実施された。中国側カウンターパートは民法室の扈紀華副主任ほか3名が出席した。

#### 【民事訴訟法について】

本プロジェクトの成果が概ね達成されたということについて、中国側と日本側の双方が合意した。民事訴訟法の改正作業については、民法室の一部メンバーによって基礎研究を進めている段階であり、民法室で取り組んでいる涉外民事関係法律適用法（民法室が起草）及び人民調解法（国務院が起草され、全人代に提出されたものを民法室が修正作業をするもの）の改正作業が終了すれば、本格的に民訴法改正作業に取り掛かるとのことであった。また、本プロジェクトで実施された現地セミナー及び本邦研修の成果は、1回の研修ごとにレポートを作成して日本側に渡しているが、法工委内においてもデータで保存され、法工委全体で情報を共有していることが述べられた。なお、インプットのうちのどの点が有益であったかについては更に検討する予定である、来年（2011年）以降に民事訴訟法の全面的な改正作業に取り掛かる予定であり、今後は特に証拠や執行について、より深く理解したいと考えているとのことであった。中国側からは、本プロジェクト終了後も、民訴法改正作業に関する中日の交流を継続することを強く希望するとの要望が出された。

#### 【仲裁法について】

仲裁法改正作業については、プロジェクト計画策定時から状況が変化し、現時点では全人代の立法計画に仲裁法が入らないこととなったことが改めて中国側から説明された。本プロジェクトで行った研修等は、基礎研究として現時点のもので十分であるが、立法計画に仲裁法が入るようになったらより深く日本の仲裁法を勉強する必要があるという認識が示された。但し、第11期全人代常務委5ヵ年立法計画（2009年～2013年。以下、「5ヵ年立法計画」と表記）や、毎年の立法計画は全人代常務委が決めることなので、民法室としては仲裁法の改正作業の日程がいつ入るのかわからないとのことであった。なお、民法室が作成した本研修のレポートが立法改正作業に役立てられた証拠として、本研修の結果を記載したレポートが、国務院司法部が人民調解法を起草した際の参考資料として掲載された

事実が示された。

#### 【権利侵害責任法について】

権利侵害責任法については、2009年12月に成立し、本プロジェクトの成果は達成された。中国側によると、権利侵害責任法の起草にあたっては、本邦研修によって得た知見、特に包括的な賠償責任制度（医療損害責任の過失責任原則や、精神的損害に関する慰謝料請求、死亡賠償の遺失利益の考え方等）が参考となったとの説明がなされた。なお、権利侵害責任法の立法作業を行うにあたっては、特に、ドイツ、フランス、アメリカ、日本の法律が参考にされたとのことである。

#### 【その他】

プロジェクトの形式に関する二つの点について中国側から問題提起がなされた。一つは、研修の進め方についてであり、中国側が提出する質問（問題点）に関する意見交換方式の研修を希望するとのことであった。第二点は、専門家の執務室の設置場所についてであり、長期専門家の存在は、プロジェクトの活動を進める上で有益であったことは間違いのないものの、中国側にとっては外国人である専門家を、法工委内に設置することは不可能であるという認識が示された。

### 3-2 中国国際経済貿易仲裁委員会に対する聴取結果

5月18日午後2時から、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）において、本プロジェクトの第2回本邦研修に参加した曲竹君副所長に対し、仲裁法関連の研修に関する意見を聴取した。副所長からは、日本の仲裁法が、国内案件と涉外案件を異なる基準で取り扱う中国の仲裁法より進んでおり、そのような日本の専門家と意見交換ができた点について、ポジティブな感想が述べられた。また、研修の結果は、全人代においてレポートの形で残されている他、CIETAC内でも上司に対するレポートが提出されており、機構の専門誌やホームページにも掲載されているとの説明がなされた。

## 第4章 プロジェクトの実績

### 4-1 プロジェクト目標の達成状況

プロジェクト目標は、「日本を含む国際的に見て、より標準的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備に向けた理解が促進される。」ことである。2009年8月の運営指導調査において改訂されたPDMには、以下の項目が指標として掲げられており、これらがプロジェクト目標達成のための「諸条件」を構成すると考えられる。

<指標>

- ・ 民事訴訟法における当事者主義の重要性についての認識が高まる。
- ・ 民事訴訟法における訴訟物を基礎とする審判対象論及び既判力に対する理解が高まる。
- ・ 執行難に対する問題意識が高まり、その対策が打ち出される。
- ・ 仲裁法における当事者主義の重要性についての認識が高まる。
- ・ 権利侵害責任法において、過失責任の原則を堅持することの重要性についての認識が高まる。
- ・ 権利侵害責任法における合理的な挙証責任の分担についての認識が高まる。
- ・ 権利侵害責任法において要件を明確にすることの重要性についての認識が高まる。

本プロジェクトでは、国別研修及び現地セミナーにて、上記指標に含まれる概念について日本法を紹介する形での浸透を図ってきた。過去に実施した国別研修及び現地セミナーでの内容は、全人代常務委法工委民法室が中心となり全て報告書に取りまとめられた上、全人代常務委法工委内で共有が図られている。国別研修は、対象法律分野のコアメンバーが毎回参加する方式で実施しており、回を重ねるごとに理解を深め、より詳細な事項について意見交換を行ってきた。

協力対象の3つの法律（民事訴訟法、仲裁法、権利侵害責任法）の理解度に関しては以下の通りである。まず、民事訴訟法については指標で掲げる当事者主義、審判対象論、既判力、執行制度の他に、争点整理、証拠制度、公益訴訟法関連制度に関しても中国側にとって参考になったと言及があった。仲裁法は5ヵ年立法計画に明記されておらず、当面は他の法律の起草・改正作業が優先されるものの、当事者主義の重要性を含め、日本の仲裁法の基礎的理解が進んでいることが確認された。また、権利侵害責任法については、過失責任の原則の堅持、挙証責任の合理的な分担、要件の明確化の他に、賠償制度、医療侵害、自動車事故責任についての考え方は草案作成において有益であったとの言及があった。

このように、本プロジェクトは目標の達成に向けて順調に進捗していると言える。

## 4-2 成果の達成状況

### (1) 成果1

「日本の法令・裁判実務に対する中国側の理解が向上し、民事訴訟法の改正を検討する上での参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。」

国別研修、現地セミナーは、中国側が進める基礎研究の内容に応じてテーマが設定され、中国側が予め作成した質問内容を踏まえた上で実施された。法律の内容のみではなく、実務についても実務家との意見交換や視察を通じて理解を深めている。

扱われた内容は研修及びセミナー終了後にレポートに正確に取りまとめられ、全人代常務委法工委内部関係者間で共有されており、本プロジェクトで扱った内容についての理解を深めていることが確認された。中国民事訴訟法は2013年までに改正予定であるが、これまで得た日本法に関する知見は、法改正作業を進める上での基礎となっている。

### (2) 成果2

「日本の仲裁法に対する中国側の理解が向上し、将来的に仲裁法の改正を検討する場合に参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。」

前述の民事訴訟法と同様の形式で国別研修及び現地セミナーを実施し、扱った内容についてもレポート作成後に全人代常務委法工委内で情報共有が図られていることに加えて、CIETACでも独自に内部向けにレポートを作成し情報共有が図られている。

5ヵ年立法計画において他の法律の優先順位が高まり、中国仲裁法改正時期は未定である。このため、本プロジェクトでの仲裁法に関する活動は限定的となったが、日本の仲裁法についての基礎的理解は促進されており、現段階で必要とされる知見は得たといえる。今後、同法改正スケジュールが具体化し、改正作業が本格化していく過程において、一部項目に関して詳細についてより深く研究する必要が生じるものと思われる。

### (3) 成果3

「日本の不法行為関連法に対する中国側の理解が向上し、権利侵害責任法の起草の論点について立法関係者の理解が向上する。」

権利侵害責任法は2009年12月に成立した。同法草案作成過程において、日本側（研究会、長期専門家）から国際標準との整合性、法技術・法理論的観点からコメントを提供した他、国別研修及び現地セミナーにおいて意見交換を行い、日本の不法行為法についての理解向上及び中国権利侵害責任法起草を巡る論点の明確化が図られた。同法成立後、中国側が作成・出版した逐条解説本では、本邦研修等で扱った日本の関連制度・状況が多数紹介され



ており、法案策定に本プロジェクトによる協力内容が活用されたと言える。

#### 4-3 投入の実績

成果（アウトプット）を産出するための日本側の投入（インプット）を人材、国別研修、経費の項目に分けてまとめると次のとおりになる。

プロジェクトの投入実績（日本側）<sup>2</sup>

（単位：千円）

		2007年度	2008年度	2009年度	2010年度 <sup>3</sup>
専門家派遣	長期	—	2008年4月から1名 延べ12M/M	1名派遣 延べ12M/M	1名派遣 延べ7M/M
	短期	5名派遣	5名派遣	7名派遣	予定無し
国別研修		2007年11月12日～21日 8名参加	2008年5月18日～31日 9名参加 2008年11月5日～15日 10名参加	2009年11月2日～14日	2010年10月頃 実施予定

#### 4-4 上位目標の達成見込み

本プロジェクトの上位目標は、「中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備される。」である。当該上位目標達成のためには、民事紛争解決制度の整備に不可欠な、民事訴訟法の改正・成立が大前提となる。同法は5ヵ年立法計画において優先度の高い「第1類」に分類されており、2013年までに成立させる予定である。

仲裁法に関しては、5ヵ年立法計画上で他の法律の起草・改正を優先している状況のため、改正の具体的スケジュールは現時点で未定であるが、法改正は依然として必要であり、いずれ改正作業に着手することになる、という点を全人代常務委法工委民法室との協議の場で確認した。

上位目標の達成のためには、立法計画において、引き続き民事紛争解決制度の整備の優先度が高く位置づけられることに加え、改正作業が立法計画通りに進められることが必須であると考えられる。

<sup>2</sup> 終了時評価調査時点の実績。

<sup>3</sup> 2010年度については年度途中のため見込み額を記載。

## 第5章 実施プロセスの評価

本プロジェクトは、通常のJICAの技術協力プロジェクトとは異なるプロセスを経たが、関係者の尽力及びフレキシブルなプロジェクトマネジメントの結果、プロジェクト目標を達成することができた。本章では、そのプロセスを検証し、今後の中国（及び場合によっては他国も含む）における法整備支援のプロセスの教訓を検討する。

### 5-1 本プロジェクト（ないし中国における法整備支援案件）の特殊性

本プロジェクトはJICAが中国において本格的に行う法整備支援プロジェクトとしては2例目<sup>4</sup>であり、本プロジェクトのカウンターパートである全人代常務委法工委にとって、JICAと協力する初めてのプロジェクトである。そのため、時間をかけて事前評価を行い、様々な観点から本プロジェクトの留意点<sup>5</sup>を検討したが、実施プロセスにおいて実際に大きな問題となったのは次の点である。

- ・ 全人代常務委法工委において情報が漏れることへの警戒心が強く、長期専門家の必要性についても懐疑的であった。その結果、当初から情報の共有について消極的であった。
- ・ 全人代の立法計画は、カウンターパートである全人代常務委法工委においてコントロールすることはおろか、計画変更の情報も事前には確知し得ない（または外部に提供できない）ものであり、年ごとの優先度の変更に伴い、全人代常務委法工委の行うべき作業が変更される状況にあった。
- ・ 全人代常務委法工委は、「支援」ではなく「交流」であるとのスタンスを崩さず、また人材育成の観点は不要であり、全人代常務委法工委が必要とする情報・知見だけを獲得できればよいという姿勢であった。

JICAは、これまで、ベトナムやカンボジア等において10年以上の法整備支援に関する技術協力プロジェクトの実績を有しており、基本的な方法論を確立しつつあるが、上記の特色を有する中国における法整備支援については、その確立しつつある方法論を適用していくことは難しい場合が多く、様々な点において修正が必要となった。

### 5-2 全人代常務委法工委と長期専門家・日本側支援関係者との信頼関係の醸成

本案件の開始に当たって、全人代常務委法工委は長期専門家の役割に対して十分な評価を与えず、長期専門家への情報の提供にも極めて消極的な態度を示していたため、長期専門家・日本側支援関係者との関係を構築し、円滑なプロジェクト運営を可能にするための努力が必要であった。

<sup>4</sup> 先行する法整備支援分野の技術協力プロジェクトとして「中国経済法・企業法整備プロジェクト」がある。

<sup>5</sup> 本プロジェクトの事前評価報告書参照。

もっとも、全人代常務委法工委にとって、本プロジェクトはJICAと協力する初めてのプロジェクトであることに鑑みれば、このような姿勢は無理もないことであった。中国という大国の中枢機関である全人代常務委法工委をカウンターパートにする本プロジェクトにおいて、この点の苦勞は予期されたことではあった。

いずれにせよ、信頼関係を構築し、カウンターパートの問題意識の背景事情を共有してもらうことは、効果的・効率的な支援実施のために極めて重要であったところ、長期専門家と日本国内支援委員会委員の尽力により、本プロジェクト開始から間もないうちに、全人代常務委法工委は日本人長期専門家を含む本プロジェクトの枠組みを理解し、現在では全人代常務委法工委から長期専門家の存在と役割が、プロジェクト活動を円滑に進める上で非常に有益であったと評価されている。

このように短期間に信頼関係を構築し得たのは、長期専門家の精力的な働きかけと日本国内支援委員会委員からの全面的な支援により、全人代常務委法工委に、「事前に情報を提供する方がより適切な情報・助言を得られる」という認識が生じたからである。長期専門家は、日常的なコミュニケーションに加え、本邦研修・現地セミナーに先立ち、全人代常務委法工委が提出する問題点の背景事情を把握し、日本国内支援委員との意見交換がより充実したものとなるよう適切な準備を行い、また、日本国内支援委員も柔軟に対応した。

長期専門家と日本国内支援委員のこうした役割分担は、これまでのJICAの法整備支援プロジェクトの経験でも効果的であったが、中国における本プロジェクトのプロセス評価においても、こうした取組みの一つ一つが信頼関係の構築に貢献したことを適切に評価し、今後の案件の教訓として活用していく必要がある。

### 5-3 立法計画変更への対処

本プロジェクトは、当初は、民事訴訟法と仲裁法を支援対象とするものであった。この二つの法律は、いずれも第10期立法計画（2004年～2008年）の第一類（同期間内に審議すべき法律案）に列記されており、事前調査及びR/Dの締結時においては、これらの法律が喫緊の立法課題であったためである。

ところが、2007年10月に民事訴訟法の一部改正が終了した後、全人代常務委法工委民法室は、喫緊の課題として権利侵害責任法の起草作業に取り組むこととなり、民事訴訟法の全面改正に向けた研究に並行する形で、権利侵害責任法の起草を進めることとなった。そして、2008年10月に公表された第11期立法計画（2009年～2013年）において中国における民事分野の立法優先度に変更が生じ、仲裁法改正が同計画から外れた<sup>6</sup>かわりに、権利侵害責任法の新規立法を急ぐこととなったため、全人代常務委法工委は日本に対し同法の起草支援を要望した。この要望を受け、JICAは運営指導調査団を派遣し、全人代常務委法工委との協議を行った結果、権利侵害責任法の重要性と、立法の緊急性に鑑み、全人代常務委法

---

<sup>6</sup> 全人代常務委法工委民法室からは、「仲裁法は計画から外れたということではなく、他の法律の優先度が高まった、ということである」との説明がなされた。

工委とともにPDMの変更を行い、権利侵害責任法の起草支援を実施することとした。

民事訴訟法・仲裁法を対象として開始された本プロジェクトに、当初想定していなかった権利侵害責任法を加えるのみならず、それによって民事訴訟法・仲裁法に対する協力活動が一定程度限られたものとならざるを得ないという事態は、技術協力プロジェクトという制度の枠内で捉えれば、異例と言わざるを得ない。しかしながら、①権利侵害責任法は、不法行為に関する基本的なルールを定める重要な法律であり、中国国民のみならず、中国に在住する外国人、中国で活動する外国企業にとっても大きな影響がある法律であること、②民事訴訟法という手続きルールは、民事に関する実体法のルールがどのように定められるかにより大きな影響を受けるのであり、権利侵害責任法の規定は、そもそも予定されていた民事訴訟法の起草にも大きく関わること、といった事情から、立法計画の変更を単なる外部の条件の変更と捉えることなく、本プロジェクトに反映させることの方が望ましいとの判断から、実質を重んじ、支援対象を拡大した。

権利侵害責任法の起草支援に当たっては、長期専門家が現地での業務に携わった他、新たに「権利侵害責任法研究会」を設置し、同研究会を母体として、現地セミナーでの日本の不法行為関連の情報提供、権利侵害責任法の第二次及び第三次草案に対するコメントの作成や提供、本邦研修における技術や法理論的観点からの意見交換などを行った。

このような活動内容の見直しは、全人代常務委法工委からは極めて高い評価を得たことはもちろんであるが、中国におけるJICAの法整備支援を考える上で、重要な示唆に富むものであると言える。すなわち、次に述べるように、中国側が本プロジェクトを「交流」と捉えていることともあいまって、上記の事態が生じた中国側に対しては、技術協力プロジェクトの建前論にこだわるよりも、柔軟に対応することによって、中身のある協力を実施していくことが、中長期的な良好な関係の構築に資するのである。事前評価調査報告書にも、「本プロジェクトの効果的な実施のためには、…日本側関係者には工夫と知恵が求められる」と記載したが、上記の活動内容の変更は、工夫と知恵の結晶と言えるであろう。なお、本プロジェクトの教訓に鑑み、第7章に記載したように、本案件終了後の枠組みとして、民事訴訟法に焦点を当てつつ、個別専門家派遣と国別研修事業とを組み合わせるかたちで、技術協力プロジェクト以上に柔軟に中国側の事情に対応でき得る協力枠組みを提案した。

#### 5-4 「支援」から将来の「交流」への展望

本プロジェクトにおいて、日本から「支援」を受けているという姿勢は、少なくとも建前上は中国側にはない。もちろん、近年のグローバル化の中にあって、日本の経験・知見を踏まえて、自国の法体系を見直す必要性は認識しており、だからこそ本プロジェクトが実施されているのであるが、本プロジェクトの運営においては、中国側の立場を理解することが必要となった。

ただし、重要なことは、「支援」なのか「交流」なのかという形式論ではなく、成果が出

たかどうかという実質論である。この点、上記の長期専門家や日本国内支援委員の尽力もあり、情報は提供しないという当初の固い姿勢が崩れ、長期専門家を通じて背景情報を提供するようになるといった変化が生じたわけだが、こうした変化が成果の発現につながったプロセスこそ重要であろう。

一方で、本プロジェクトのプロセスの評価からは、JICAが構築しつつある人材育成を主眼とした法整備「支援」の手法を、そのまま中国における法整備「支援」に適用することができないことは明白である。この意味では、JICAが確立しつつある法整備支援の方法論をさらに応用した協力枠組み、すなわち法整備「交流」の方法を検討していく必要があるといえよう。そして、この法整備「交流」は、JICAが実施するODAの枠組みだけでは対応できるものではない。中国との関係が高度化し、複雑化する中で、本プロジェクトの成功を踏まえ、法整備支援の協力の重要性は今後とも高まっていくものと予想され、こうした重要な分野の日中間の「交流」のための大きな枠組みを、政・官・財を巻き込んで議論することが必要であろう。

## 第6章 評価結果

### 6-1 妥当性

本プロジェクトは、日本、中国両国の政策との整合性、中国側のニーズとの合致、及びアプローチの適切性の点から妥当性の高いものだったと評価できる。

中国は、2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、特に民事紛争解決制度の整備を重視している。また、日本政府の対中経済協力計画において、「改革・開放支援」を重点分野の一つと位置づけており、本プロジェクトとの整合性が保たれている。

本プロジェクトの対象とする、民事訴訟法、仲裁法、権利侵害責任法は、いずれも民事紛争解決制度の整備を行う上で必要な制度であり、以下に述べるとおり、中国側にとっても以下の重要な法律であることから選定は適切であったと言える。

- ① 民事訴訟法は、5ヵ年立法計画では優先度の高い「第1類」に分類されおり、2013年までに法改正を行うこととなっている。
- ② 仲裁法は、他の法改正・起草の優先度が高くなったため、現5ヵ年立法計画上に含まれておらず改正スケジュールは未定であるが、法改正の必要性は依然として高く、本プロジェクトで扱った日本の仲裁法概要、改正経緯、仲裁実務は有益であった。
- ③ 権利侵害責任法は2008年10月に公表された現5ヵ年立法計画を受けて、同法立法が全人代常務委法工委民法室にとっての重要な立法業務となった。不法行為分野は民事訴訟法と密接に関連した分野であり、緊迫性も高かったことから新たに活動内容に含めた。同法は2009年12月に成立した。

### 6-2 有効性

本プロジェクトは、プロジェクト目標の達成に向けて着実に進行していることが確認された。本プロジェクトを通じて、全人代常務委法工委は、民事訴訟法改正の事前の基礎研究を促進しており、日本の仲裁法については概論について理解を深めていることが現地調査で確認された。また、権利侵害責任法は2009年12月に成立したが、全人代常務委法工委が監修した同法の逐条解説本には、本プロジェクトで扱った日本の不法行為法関連の事例が多数紹介されている他、全人代常務委法工委から特に参考になった事項について明言があるなど、本プロジェクトで扱った内容が、中国における民事紛争解決制度の整備に役立っていることが確認された。

### 6-3 効率性

国別研修、現地セミナーは、中国側のニーズに応じて柔軟に課題設定され、立法過程のタイミングの観点から見て適切な時期に実施された。国別研修は担当法律分野のコアメン

バーが毎回参加する方式で実施したため、研修参加の回を重ねるごとに中国側の理解も深まり、現地での起草・改正準備を進める上で必要となる、より詳細な事項について意見交換を行うことができた。

一方で、立法計画上の優先度変更に伴い、全人代常務委法工委のニーズの変化が生じ、プロジェクトの活動計画・内容を見直す必要が生じたことは、活動の円滑な実施を一時的に妨げたということも事実である。優先度変更に伴い、PDMを大幅に変更する必要が生じた他、日本側投入内容にも変更が生じ、新たに追加した権利侵害責任法起草への協力では、新規に国内支援委員会（「中国権利侵害責任法研究会」）を立ち上げるなど国内支援体制の整備に時間を要した他、同法の立法スケジュールに間に合わせるため、短期間に草案コメントを作成・取り纏める必要が生じ、日本国内支援委員会関係者の負担が増大した。

#### 6-4 インパクト

日本民事訴訟法、日本仲裁法の全体像、改正背景・経緯に関する情報提供は、今後の中国民事訴訟法、中国仲裁法改正作業において、比較法的観点から有益な視座を与えることが期待される。全人代常務委法工委が、国別研修終了後作成した日本の仲裁法に関するレポートは、國務院司法部が立法準備を進めている、人民調解法の参考資料として活用されていることが、全人代常務委法工委民法室とのヒアリングから確認された。

権利侵害責任法起草への協力では、パブリックコメントに付す前の第2次草案の段階で日本側にコメント依頼があった。情報開示に極めて慎重な同国においては極めて例外的な対応であり、協力開始当初はパブリックコメントに付す前の草案開示及びコメント提供は、想定されていなかった。中国側の対応の変化は、長期専門家の現地での活動、国別研修や現地セミナーでの意見交換を通じて日中双方の信頼関係が構築され、日本の協力の有用性が高く認められた結果であると言えよう。今後予定される民事訴訟法改正においても、全人代常務委法工委民法室として草案の早期開示を積極的に内部に働きかけていきたいとの発言があり、本プロジェクトは、今後の中国との法整備分野の協力に対して大きな正のインパクトを与えたと言える。

#### 6-5 自立発展性

全人代常務委法工委の技術的、組織的能力は非常に高い。本プロジェクトでは全人代常務委法工委が、将来も自立的・持続的に立法を行うため、日本の関連法についての知見を深めてもらうことに力点が置かれた。本プロジェクトで実施した国別研修、現地セミナー、その他長期専門家が適宜提供する各種資料を通じ、全人代常務委法工委の日本法に関する知見は深化しており、民事訴訟法、仲裁法の改正がより自立的・持続的に進められる可能性は高い。

## 第7章 提言と教訓

### 7-1 ミニッツにおける提言

M/Mにおいて、提言された内容は以下のとおりである。「本プロジェクトは、一方的な情報の提供ではなく、双方からの情報交換によって実施されてきた。とりわけ、長期専門家を介する日中の情報共有が成果の達成のために極めて重要であった。今後予定される本分野における全人代常務委法工委との協力を更に効果的に進めるために、継続して長期専門家を配置すると共に、情報の速やかな提供を含めたより一層の情報共有を進めることが重要である。」

### 7-2 教訓（団長所感）

法制度整備分野における日中の関係は、将来的にはODAの枠内に留めておくのではなく、さらに広い視野に基づく真の「交流」へと発展させていく必要がある。これが、今回の終了時評価調査を終えての率直な感想である。

今回の訪中においては、法工委の王勝明副主任が調査団を歓迎してくれるなど、中国側の本件協力への期待が益々高まっていることを窺い知ることができた。ただし、この中国側の期待を、我が国からの支援または援助への期待と誤解してはならないだろう。彼らが求めるものは、あくまでも対等な関係での「交流」にある。それは、中国側の協議団長を勤めた民法室の扈紀華副主任から、「私たちは学生としてではなく、法律の専門家としてセミナーや研修に臨んでいる。そのため、セミナーや研修の度に修了証書をもらう事に違和感がある」という発言からも読み取ることができる。

こうした中国側の期待もしくは自負に応えるべく、現行プロジェクト終了後は、敢えてプロジェクトという方式を避けて、個別専門家派遣と研修を組み合わせた協力を切り替えることとしている。これは、昨年（2009年）の中間レビューの際、中国側の立法優先順位が政策的に変更される事態を想定して、適時かつ柔軟に先方の要請に応えることができることを期した結果ではあるが、同時に、技術移転の期間内の達成と、その成果を通じた先方の自立発展性を求めることに主眼を置くプロジェクトという形態が、中国側の求める「交流」という関係構築に対して馴染み難いということも一つの大きな理由となっていることを、特に日本側関係者は理解しておく必要があるだろう。

ODAはあくまでも政府が行う「開発援助」であって「交流」ではない。かつてこの「交流」という要素をODAの枠内に加えた事業、例えば青年招聘事業や日本センター事業などが存在したが、これらはいずれも「開発援助」を前面に出す内容に変更を迫られ、実際、そのように変更されている。こうした我が国ODAの潮流を鑑みればなおさらのこと、法制度整備分野の日中関係は、こうしたODAの枠を超えた「交流」へと、発展させて行く必要があると考える。



## 附属資料

1. 調査日程
2. PDM（和文、運営指導調査時改訂版）
3. ミニッツ（和文）



中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト  
終了時評価調査団 日程表

年	月日	曜日	
2010年	5月16日	(日)	専門家との打合せ
	5月17日	(月)	JICA事務所協議
			全人代との協議
	5月18日	(火)	全人代との協議
			国際経済貿易仲裁委員会との協議
			ミニッツ案修正、翻訳
	5月19日	(水)	ミニッツ署名
大使館報告			



Project Design Matrix (PDM)  
**プロジェクト名: 中国民事訴訟法・仲裁法改正プロジェクト**  
**実施機関: 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会**

Ver.No.2

プロジェクトの要約		外部案件	
上位目標	評価指標	入手段	作成日
<p>中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備される。</p> <p><b>プロジェクト目標</b>                      日本を含む国際的に見てより標準的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備にむけた理解が促進される。</p> <p><b>成果</b>                      1. 日本の法令・裁判実務に対する中国側の理解が向上し、民事訴訟法の改正を検討する上での参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。                      2. 日本の仲裁法に対する中国側の理解が向上し、将来的に仲裁法の改正を検討する場合に参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。                      3. 日本の不法行為関連法に対する中国側の理解が向上し、権利侵害責任法の起草の論点について立法関係者の理解が向上する。</p> <p><b>活動</b>                      1-1. 中国民事訴訟法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討                      1-2. 中国民事訴訟法の立法審議にかかる課題の検討(特に、民事執行・再審・小額訴訟・簡易手続・公益诉讼・証拠制度・審級制度等)                      2-1. 中国仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討                      3-1. 中国権利侵害責任法の立法に資する日中の法令・規則の比較検討                      3-2. 中国権利侵害責任法の立法審議にかかる課題の検討</p>	<p><b>評価指標</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中国民事訴訟法に日本の法令整備・裁判実務改善の知見が反映された条文が組み込まれる。</li> <li>仲裁法の改正検討に向けた準備がより明瞭化される。</li> <li>権利侵害責任法の条文に日中の知見が反映される。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>民事訴訟法における当事者主義の重要性についての認識が高まる。</li> <li>民事訴訟法における訴訟物を基礎とする審判対象論及び既判力に対する理解が高まる。</li> <li>執行難に対する問題意識が高まり、その対策が打ち出される。</li> <li>仲裁法における当事者主義の重要性についての認識が高まる。</li> <li>権利侵害責任法において過失責任の原則を堅持することの重要性についての認識が高まる。</li> <li>権利侵害責任法における合理的な差証責任の分担についての認識が高まる。</li> <li>権利侵害責任法において要件を明確にすることの重要性についての認識が高まる。</li> </ol> <p><b>投入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>(日本側)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門家</li> <li>長期1名(民事紛争解決制度/業務調整)</li> <li>短期(セミナー講師等・年2回程度)</li> </ul> </li> <li>本邦研修                             <ul style="list-style-type: none"> <li>年1~2回程度</li> </ul> </li> <li>セミナー開催等の現地活動諸費</li> <li>JICA Netセミナー開催等の費用</li> </ul>	<p>民事訴訟法の法文改正案                      仲裁法の改正検討案                      権利侵害責任法の法文案</p> <p>立法担当者の論文                      協議記録・インタビュー                      報告書                      研修・セミナー協議議事録                      報道</p> <p>協議記録・インタビュー                      報告書                      研修・セミナー協議議事録                      報道</p> <p>協議記録・インタビュー                      報告書                      研修・セミナー協議議事録                      報道</p> <p>協議記録・インタビュー                      報告書                      研修・セミナー協議議事録                      報道</p>	<p>2009.8.5</p> <p>同国の国策としての市場経済化の方針に変更がない</p> <p>全国人民代表大会常務委員会                      の立法計画に変更がない</p> <p>実施機関及び参与機関より                      C/P職員が配置され続ける</p>



中華人民共和國民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトに係る  
日本側終了時評価調査団と全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会との  
協議議事録

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）により組織された、JICA 公共政策部次長兼ガバナンスグループ長森千也を団長とする終了時評価調査団（以下、「調査団」という。）は、2010年5月17日から5月19日までの期間、中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会（以下、「全人代法工委」という。）及び関係部局と共同で、現在実施中の「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）の活動実績、成果等について、一連の協議を行い、日中双方で協議結果が別添に記載した内容のとおりであることを確認した。

なお、本協議議事録は等しく正文である日本語版、中国語版を各2通作成した。

2010年5月19日 北京

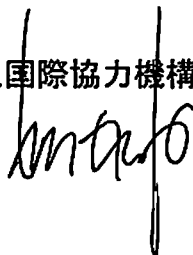
---

森 千也

終了時評価調査団

団長

独立行政法人国際協力機構



---

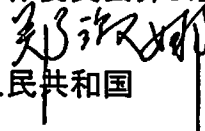
鄭 淑娜

全国人民代表大会常務委員会

法制工作委員会弁公室

主任

中華人民共和國



## 協議結果

調査団と全人代法工委双方は、プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)、活動計画(P0)に基づいてプロジェクトの投入実績及び成果、プロジェクト目標の達成状況を確認した。また、プロジェクトのより効果的な実施を図るための提言を取りまとめた。

### 1. プロジェクト名

中華人民共和国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

### 2. プロジェクトの概要

#### 2-1. 協力内容

##### (1) 上位目標

中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備される。

##### (2) プロジェクト目標

日本を含む国際的に見てより標準的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備にむけた理解が促進される。

##### (3) 期待される成果

- 日本の法令・裁判実務に対する中国側の理解が向上し、民事訴訟法の改正を検討する上での参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。
- 日本の仲裁法に対する中国側の理解が向上し、将来的に仲裁法の改正を検討する場合に参考となる視点について立法関係者が知見を得て、改正に向けた素地が整えられる。
- 日本の不法行為関連法に対する中国側の理解が向上し、権利侵害責任法の起草の論点について立法関係者の理解が向上する。

##### (4) 活動実績

2010年5月現在の活動実績は別紙1のとおり。

#### 2-2. 評価

##### 2-2-1. 成果、プロジェクト目標、上位目標の達成状況

##### (1) 成果の達成状況



### 成果1【民事訴訟法】 達成

本邦研修、現地セミナーは、中国側が進める基礎研究の内容に応じてテーマが設定され、中国側が予め作成した質問内容を踏まえた上で実施された。扱われた内容は研修及びセミナー終了後にレポートに正確に取りまとめられた上、全人代法工委内部関係者間で共有されている。

### 成果2【仲裁法】 部分的に達成

本邦研修は、中国側が進める基礎研究の内容に応じてテーマが設定され、中国側が予め作成した質問内容を踏まえた上で実施された。扱われた内容は研修及びセミナー終了後にレポートに正確に取りまとめられた上、全人代法工委内部関係者間で共有されている。

中国仲裁法は、第11期全国人民代表大会常務委員会5ヵ年立法計画(2009年～2013年)において他の法律の優先順位が高まったため、プロジェクトでの活動が限定的となった。日本の仲裁法の概要についての理解は促進されたが、一部項目に関しては詳細についてより深く研究する必要がある。

### 成果3【権利侵害責任法】 達成

2009年12月に成立した。草案作成過程において日本側(研究会、長期専門家)から国際的標準の観点から法技術・法理論的コメントを提供した。同法成立後、中国側が作成・出版した逐条解説本では、本邦研修等で扱った日本の関連制度・状況が多数紹介されており、法案策定に本プロジェクトによる支援内容が活用されたと言える。

### (2) プロジェクト目標の達成状況 ほぼ達成

「日本を含む国際的に見てより標準的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備にむけた理解が促進される。」

- 民事訴訟法に関し、当事者主義、争点整理、証拠制度、審判対象論、既判力、公益訴訟関連制度及び執行制度等について本邦研修及び現地セミナーでの意見交換によって理解の促進が図られ、その内容がレポートで共有されている。
- 仲裁法に関しては、当事者主義の重要性を含め日本の仲裁法の概要の理解が進んでいる。ただし、上記のとおり活動は限定的であった。
- 権利侵害責任法に関して過失責任の原則の堅持、挙証責任の合理的な分担、要件の明確化、賠償制度、医療侵害、自動車事故責任等といった本邦研修及び現地セミナーで扱われた内容が中国側の立法作業において参照された。

(3) 上位目標の達成見込み 達成が見込まれる

「中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備される。」

- 2013年を目処に改正される予定の民事訴訟法の改正作業において日本から提供される知見が参照されることが見込まれる。仲裁法に関しても、立法計画に応じて本プロジェクトにおいて得られた基礎的理解を前提に、更なる検討が進められることが見込まれる。既に成立した権利侵害責任法に日中の知見が反映された。

2-2-2. 実施プロセス、妥当性、有効性、及び効率性

(1) 実施プロセス

- 本プロジェクトは、民事訴訟法、仲裁法改正支援を目的として2007年11月に活動を開始した。長期専門家の派遣及び日本国内に「民事訴訟法・仲裁法研究会」を設置し、国別研修、現地セミナー等において日本の民事訴訟法と仲裁法に関する理解の促進、及び中国における法改正の準備に向けた意見交換を進めてきた。
- 2008年10月に公表された第11期全国人民代表大会常務委員会5ヵ年立法計画(2009年～2013年)における中国民事分野の立法計画に基づき、全人代法工委は JICA に対し権利侵害責任法の起草に対する協力を要望し、双方で協議を行った結果、同法の重要性と、立法の緊迫性に鑑み、2009年8月の運営指導調査においてPDMの変更を行い、権利侵害責任法の起草への協力を実施することとした。
- 権利侵害責任法の起草支援のため、日本国内に新たに「権利侵害責任法研究会」を設置し、支援体制を構築した。同研究会委員が中心となり、現地セミナー及び国別研修の場において日本の不法行為関連の法律についての講義、意見交換を行ったほか、同法草案に対する技術・法理論的観点からのコメントを作成・提供した。
- 長期専門家は、全人代法工委と緊密に連絡し、立法動向その他プロジェクトの活動に必要な情報を適時に整理し、プロジェクトの活動推進、調整に重要な役割を果たし、円滑な実施に貢献した。

(2) 妥当性

- 中国は、民事紛争解決制度の整備を高度に重視しており、また、日本政府の対中経済協力計画との整合性・必要性の観点から見ても、協力計画の一分野である「改革・開放支援」に合致している。

- プロジェクトの対象を、民事訴訟法、仲裁法、権利侵害責任法としたことは次の点から適切であったといえる。
- 一 民事訴訟法は、第11期全国人民代表大会常務委員会5ヵ年立法計画では、優先度の高い「第1類」に分類され2013年までに法改正を行うこととなっている。
- 一 仲裁法は、プロジェクト事前評価時点での優先度は高かったものの第11期全人代常委會5ヵ年立法計画上の現時点での法改正の優先度は低くなっているが、中国において民事紛争解決制度の整備を進める上で、同法改正のニーズは引き続き存在し、本プロジェクトにおいて日本の仲裁法概要、改正経緯、仲裁実務を扱ったことは、将来の中国における改正検討を進める上で有用なものと判断される。
- 一 権利侵害責任法は、民法の法典化を急ぐ中国側にとっての優先度は高く、2008年10月に公表された第11期全国人民代表大会常務委員会5ヵ年立法計画を受けて、同法立法が全人代法工委民法室にとっての重要な立法業務となった。不法行為分野は民事訴訟法と密接に関連した分野であり、緊迫性も高かったことから、2009年8月に実施した運営指導調査において同法の起草への協力を新たに活動内容に含めた。

### (3) 有効性

- 本プロジェクトの成果1、成果3については達成されている。民事訴訟法改正の事前の基礎研究は促進されている。権利侵害責任法は既に成立した。
- 成果の2に関しては、上記のとおり投入量が限定されたため、日本の仲裁法については概論については理解を深めたが、一部内容に関しては詳細についてより深く研究する必要がある。

### (4) 効率性

- 本邦研修、現地セミナーは、中国側のニーズに応じて柔軟に課題設定され、立法過程のタイミングからも適切な時期に実施が行われた。
- 活動の継続性: 本邦研修は、担当法律分野のコアメンバーが毎回参加する方式で実施したため、研修参加の回を重ねるごとに中国側の理解も深まり、現地での改正、改正準備作業を進める上で必要となる、より詳細な事項について意見交換を行うことができた。
- 立法計画上の優先度変更に伴い全人代法工委のニーズの変化が生じ、プロジェクトの活動計画・内容を見直す必要が生じた。

### 3. 教訓及び提言

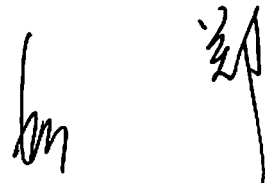
本プロジェクトは、一方的な情報の提供ではなく、双方からの情報交換によって実施されてきた。とりわけ、長期専門家を介する日中の情報共有が成果の達成のために極めて重要であった。

今後予定される本分野における全人代法工委との協力を更に効果的に進めるために、継続して長期専門家を配置すると共に、情報の速やかな提供を含めたより一層の情報共有を進めることが重要である。

別紙1 活動実績

別紙2 C/P リスト

別紙3 研究会委員リスト

Handwritten signatures in black ink, located in the bottom right corner of the page. There are two distinct signatures, one appearing to be 'bm' and the other a more stylized character.

別紙1 活動実績

【国別研修・現地セミナー】

民事訴訟法		
国別研修	2007年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国における民訴法改正の課題</li> <li>・日本の民事訴訟法</li> <li>・日本の1996年民事訴訟法改正</li> <li>・証拠（日本の場合、日中比較分析）</li> <li>・裁判実務と簡易手続（日本の場合、日中比較分析）</li> <li>・公益訴訟（日本の場合、日中比較分析）</li> </ul>
	2008年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全・執行実務</li> <li>・日本民事保全法</li> <li>・日本民事執行法</li> <li>・民事執行・民事保全法の立法経緯</li> <li>・日中民事執行・保全制度の比較検討</li> </ul>
	2008年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管轄、弁論準備手続</li> <li>・調停</li> <li>・附帯私訴</li> <li>・控訴</li> <li>・上告</li> <li>・再審</li> <li>・挙証責任</li> </ul>
	2009年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠収集の強制力と証明妨害</li> <li>・人事訴訟・家事審判</li> <li>・当事者主義、職権主義、手続保障（①訴えの提起と訴訟の終局、②弁論と証拠調べ）</li> </ul>
現地セミナー	2008年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠制度</li> <li>・簡易訴訟手続</li> <li>・上訴審・再審</li> </ul>
	2009年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴訟参加者</li> <li>・上訴審請求範囲</li> <li>・判決の法的効力</li> <li>・送達制度</li> </ul>
仲裁法		
国別研修	2008年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の仲裁法改正経緯</li> <li>・中国仲裁法の改正課題</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中民事訴訟・仲裁実務</li> <li>・日本仲裁法と UNICITRAL モデル仲裁法</li> </ul>
<b>権利侵害責任法</b>		
国別研修	2009年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利侵害責任法草案について質疑応答</li> <li>・7月セミナー追加質問項目への対応（製造物責任、過失責任と無過失責任、労災と損害賠償）</li> <li>・その他関連法（環境法）</li> </ul>
現地セミナー	2009年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法行為法全体構造</li> <li>・権利侵害訴訟に関する訴訟法上の問題（証明責任等）</li> </ul>

**【長期専門家】**

住田尚之専門家（派遣期間：2008年4月8日～2010年10月31日）

**【短期専門家】（国内研究会委員で構成）**

2007年度 5名（民事訴訟法）

2008年度 5名（民事訴訟法）

2009年度 7名（権利侵害責任法）

**【国内研究会】（学識経験者、法曹・法務実務家（裁判官、検察官、弁護士等）で構成）**

○民事訴訟法・仲裁法研究会（2008年1月設置、計8回開催）

○権利侵害責任法研究会（2009年4月～2010年3月、計4回開催）

## C/P 人員リスト

高志新 全国人大常委会法制工作委员会原弁公室主任

(2007年11月~2009年12月)

鄭淑娜 全国人大常委会法制工作委员会弁公室主任

(2010年1月~現在)

姚紅 全国人大常委会法制工作委员会民法室主任

賈東明 全国人大常委会法制工作委员会民法室副主任

扈紀華 全国人大常委会法制工作委员会民法室副主任

陳佳林 全国人大常委会法制工作委员会民法室副巡視員

杜濤 全国人大常委会法制工作委员会民法室処長

郝作成 全国人大常委会法制工作委员会民法室処長

石宏 全国人大常委会法制工作委员会民法室副処長

段京連 全国人大常委会法制工作委员会民法室調研員

王瑞娣 全国人大常委会法制工作委员会民法室調研員

李文閣 全国人大常委会法制工作委员会原民法室調研員

(2007年11月~2009年12月, 現行政法室処長)

李倩 全国人大常委会法制工作委员会民法室主任科員

庄曉泳 全国人大常委会法制工作委员会民法室主任科員

水淼 全国人大常委会法制工作委员会民法室主任科員

孫娜娜 全国人大常委会法制工作委员会民法室主任科員

許燦 全国人大常委会法制工作委员会民法室幹部

趙光 全国人大常委会法制工作委员会民法室幹部

別紙3

民事訴訟法・仲裁法改善研究会(2008年1月～)

現委員	
氏名	役職
上原 敏夫 (委員長)	明治大学法科大学院教授
三木 浩一 (委員)	慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
山本 和彦 (委員)	一橋大学大学院法学研究科教授
松下 淳一 (委員)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
池田 辰夫 (委員)	大阪大学大学院高等司法研究科教授・日本弁護士連合会弁護士
中村 達也 (委員)	社団法人日本商事仲裁協会 仲裁部長・国士舘大学法学部教授
垣内 秀介 (委員)	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
松島 洋 (委員)	大洋綜合法律事務所弁護士
手塚 裕之 (委員)	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
小出 邦夫 (委員)	東京高等裁判所判事
金 春 (委員)	大東文化大学法学部法律学科講師
齊藤 恒久 (委員)	法務省民事局付
江藤 美紀音 (委員)	法務省法務総合研究所国際協力部教官
元委員	
氏名	役職(当時)
清水 響 (委員)(2009年3月末まで)	東京高等裁判所判事
北村 治樹 (委員)(2008年3月末まで)	法務省民事局付
亀掛川 健一 (委員)(2009年3月末まで)	法務省法務総合研究所国際協力部教官
横山 幸俊 (委員)(2010年3月末まで)	法務省法務総合研究所国際協力部教官
権利侵害責任法研究会(2009年4月～2010年3月まで)	
氏名	役職(当時)
上原 敏夫 (委員長)	一橋大学大学院法学研究科教授
三木 浩一 (委員)	慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
山本 和彦 (委員)	一橋大学大学院法学研究科教授
中田 裕康 (委員)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
沖野 眞巳 (委員)	一橋大学大学院法学研究科教授
松尾 弘 (委員)	慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
金 春 (委員)	大東文化大学法学部法律学科講師
横山 幸俊 (委員)	法務省法務総合研究所国際協力部教官